

た汚職事件は当委員会でも料明をいた
だいてまことに恐縮に存しております。
関係者はそれ／＼長官の手元におかれ
まして適切な処分をお願いしたのであ
ります。当時委員会でも事後に御報告
をいたしましたように、全面的な監察を陸
海それ／＼の警察監部で、これは教育訓
練、そうした面を広く取入れまして、
単に調達あるいは物品の経理というよ
うなことだけでなく行いまして、全体
の規律を振興することに努めて、成果を
取め得たと感じております。その後、従
いましてそうした不正事件というもの
は大いに減少をいたしておりますのであり
ますが、まことに遺憾ながら絶無とい
うわけに参りません。新聞等で御承知の
ような事件が若干出ておるのでありま
す。こうした点は努力をさらに続けま
して、一層規律の振興をはかりまして、
こうした不法不当事項の絶無になりま
すように一層各幕僚長等においても
努力を続けておるところでございます。

○平井委員 大体わかりましたが、中
村委員がいる／＼質問をされるのも、
防衛庁に汚職事件が起らぬように御心
配をして質問をされておると思うので
ありますから、再びこの委員会でも防衛
庁の汚職事件などを追究されないう
に、特に木村長官並びに各幹部の方に
お願いをいたします。これで私の関連
質問を終わります。

○稲村委員長 辻政信君。
○辻(政)委員 竹島におきまして十一
月二十一日の朝、海上保安庁の巡視船
へくらが撃たれたという記事を新聞で
見ましたが、このことについて山口海
上保安庁長官からまずその状況を簡單
に御説明願います。

○山口説明員 竹島につきましては、
すでに御承知のように、今お示しの十
一月二十一日より前におきまして、八
月にも一回射撃事件が起きておりま
す。御質問の十一月二十一日の状況を
簡單に御説明いたします。

○山口説明員 竹島におきましては、
前六時ごろ竹島の南西方十二海里の地
点に到着をいたしました際、船はそこ
で二つにわかれました。南北両側より
調査をいたしましたのでございますが、六
時五十八分ごろへくらは西島の北西方
約三・二五海里程度に達したとき
に、突然五発の砲撃を受けまして、砲
弾はいずれも船から約一海里離れた
海上に落下したため、被害は別段な
かつたのであります。その際、東島の方
の中央部分に無縁柱が立つておりま
して、その付近に十四、五名の警備員ら
しき者が認められた。またその東側の
無縁柱には韓国旗が掲げられておつた
のを認めました。さような状況でござ
います。

○辻(政)委員 今の問題を木村保安
長官は武力によつて日本の領土が侵犯
をされて不法の侵略を受けたとお考え
になりますか、それか、それを承
りますか。

○木村國務大臣 武力によつて不法侵
略を受けたかどうか、これはちよつと
疑問であるかと考えております。どう
いう状態において彼らが侵入して来た
か。これは私どもの方でまだはつきり
調査をいたしておりません。従いまし
てこの問題の処理については国内法に
基いてやるべきであるか。国内法とい
いまして、自衛隊法を別にしてのこ
とであります。申すまでもなく自衛隊
法七十六条におきましては、外部から
の不当武力に対しては、わが国を防衛

するために、内閣総理大臣は国会の承
認を得てこれに対処することになつて
おります。すなわちこのときには自衛
隊が防衛出動することがあり得る。こ
ういふ場合に該当しないかということ
は明瞭であります。もうすでに何らか
の手段によつて彼らは上陸しておるの
であります。前述の不当侵略には該
当しない、こう私は考えております。し
かし、これをどう処置するかというこ
とについては、今後に残されておる問
題であろうと考へております。すなわ
ちこれを自衛隊法を別にした国内法的
方法によつて処置する。もちろん自衛
隊に属するいわゆる自衛隊は、不当に
攻撃を受けた場合に対処するのは当然
であります。隠密に上つて来て、今海
上保安庁から説明のありましたよう
に、すでにさような施設をした場合ど
う処置するかということについては、
これは研究を要する問題だらう、こ
う考へております。

○辻(政)委員 ただいまの説明を聞
ておりますと、竹島が日本の領土であ
るかわからぬような感じを受ける
のですが、竹島が日本の領土である
という事は、あなたにははつきりお認
めになりますか。

○木村國務大臣 もとより竹島は日本
領土であります。疑わないのでありま
す。それでありますから、不当の、
つまり隠密な上陸、こう私は言つてお
るのであります。

○辻(政)委員 領土であるということ
を確信をもつて認めておりながら、
その手段方法がいかにやうであらうと
も、現実の問題は竹島に他国の砲台が
築かれ、それに接近した日本の船が五
発の射撃を受けておる。これだけはつ

きりした事態を認めてもなお政府は侵
略されたということをお考えにならな
いのですか。調査するおつしやつて
おりますが、どういふ方法で調査を進
めておられますか。

○木村國務大臣 これは國警において
調査を進めております。私の方の直接
の管轄ではありません。私の方の部隊
の手においては調査を進めておりませ
ん。しかし、申すまでもなく、今後わ
れわれの国に対して不当な力をもつて
侵略しようとするものについては、こ
れに対処することはもちろん当然のこ
とである。

○辻(政)委員 現実の事態は明らかに
不当な力によつて侵されておるのであ
ります。そうお認めになりませんか。
○木村國務大臣 これは先ほど申し上げ
たように、不当に侵入して来ておると
いうことは明らか事実なんです。國
民だれも見るところであります。

○大久保委員 今の点にちよつと関連
してお尋ねいたしますが、不当に侵入
して来ておる、侵略とは認められな
い、そういったしますと、すでに隠密の
間に上つて来ておるといふことであ
りましたならば、これは不当な侵入と考
へべき筋合ひでありますかどうか。

○木村國務大臣 もうすでに御研究に
なつておることと思ひますが、自衛隊
法七十六条の場合には不当な外部からの
侵略行為があつた際に、日本の国を防
衛するために、いわゆる防衛出動をす
るのであります。従いまして隠密の間
に上陸をした、これは不当な行為であ
ることはもとより当然であります。こ
れを排除するということが、現実此起
つて、これから防衛の処置をとらなく
ちやならぬということとは、私は明ら

かに相違しておると考へております。
○大久保委員 そういたしますと、こ
の問題は木村防衛庁長官の問題であ
るか、あるいは山口海上保安庁長官の問
題であるか。防衛出動の問題であつた
ならば木村長官の問題である。もし密
入を排除するならば山口長官の問題
である。一体どちらの所管であるの
か、どちらが正面立つてこの問題を解
決されるのか、この点をお尋ねいた
したい。

○山口説明員 韓国が単に漁業のみな
らず、警備員を駐在させ、あるいは燈
台を建てたり旗を掲げたりする、かよ
うなことになつて参りますと、そう
いふふうな既成事実をつくつて、韓国
としては自分の領土権の主張を確保す
るために兵力を使つておると見なけれ
ばならぬのであります。さような現状
におきまして、わが方としては同島に
対する従来からの主張である日本の領
土権を保全するためにはい／＼の手
段を講じなければならぬのでありま
すが、現在の段階におきましては、同
島の帰属問題を平和裡に、円満に解決
するために、まずもつて現状の確認
が前提条件であります。そのことにつ
きましては海上保安庁として随時同島
に巡視船を派遣しまして推移を確認
し、でき得ることであれば、そこに不
法に上つておる者を退去せしめる措置
もとらなければなりませんし、また不
法なる施設も撤去するのが建前であ
ります。現在のところ、さような向
うの出方が実行行使式にやつておりま
す。結果的には事実の確認、それ
を根拠といたしまして、現在ではあ
らゆる外交的な手段は、外務省として
いろ／＼のくふうをしていただいてお

るべき筋合ひでありますかどうか。
○木村國務大臣 もうすでに御研究に
なつておることと思ひますが、自衛隊
法七十六条の場合には不当な外部からの
侵略行為があつた際に、日本の国を防
衛するために、いわゆる防衛出動をす
るのであります。従いまして隠密の間
に上陸をした、これは不当な行為であ
ることはもとより当然であります。こ
れを排除するということが、現実此起
つて、これから防衛の処置をとらなく
ちやならぬということとは、私は明ら

る段階であります。

○辻(政)委員 山口さんにお伺いしますが、あなたの方の二そのの巡視船が行かれるときに、すでに竹島には韓国の砲台があるという情報を知って行かれましたかどうか。

○山口説明員 燈台らしきものがあるやに認められたのは、十月二日、本年度における千数回目の——ちようど十一月二十一日のもう一つ前の警戒に行きました際に発見をいたしております。その当時、「おき」「ながら」という二船が行きましたが、このときの調査では東方の突端に新しくすえつけられたと思われる砲らしきものがあるということが判明いたしました。

○辻(政)委員 そうしますと、砲台があるということ、危険があるということとを予想されれば出さなはずであります。まる裸の巡視船が、相手が大砲を持つておるといふところに出て行くときに、万一のことを考えて防衛隊に連絡をして行かれたか、それともあなたが断断で出されたか、それを伺います。

○山口説明員 こちらとしては嚴重にそのことを伝えて警戒させながら、危険を冒して突入するような指令はいたしておりませんが、さような危険があることは百も承知の上で十分気をつけて調査をして来いということ言つてあります。

○辻(政)委員 その際、出発の前になが木村長官にこういう状況で行くということ連絡なされたかどうかというのを聞いておる。

○山口説明員 竹島の状況につきましては、その都度善後策についても防衛隊とは連絡をとっております。

○辻(政)委員 木村長官にお伺いしますが、その際に相手が砲台を持つておちやをやるかもしれないところ、山口保安庁長官のまる裸の巡視船を偵察に出して、軍艦で、大砲を持つた、自衛隊を持つたフリゲートを、横須賀の港につないで出さないという理由を承ります。

○木村國務大臣 山口長官の言われた事情に対して私の方に対し、船を出すから、護衛を頼むというような連絡は私の手元には来ておりません。

○辻(政)委員 そういふことは言わなくても、あなたは危険に対して武力を持つた、武力を統率される人なんだ。山口さんはまる裸なんですよ。まる裸の船を危険なところに行かせるときに、相手が言つて来ても知らぬ顔をしていふということが、防衛隊長官として許されるかどうかということなんです。

○木村國務大臣 私はその当時はまだ大砲がすえつけられておるとか何とかいうことは聞き及んでおりません。どういふ状況にあるかわかつておりません。従いまして、海上保安庁の方からおそらく私の方へ向つて、いわゆる護衛を依頼するようなことはなかつたのだ、こう考えます。

○辻(政)委員 今の山口長官の御答弁では十月二日に大砲らしいものがあるということを確認をして、そのことは防衛隊に連絡をなさつておるといふ御答弁に承つております。そうすれば十一月の二十一日に、その状況確認に行くということも当然御連絡があるべきであり、またそれがなくても防衛隊としてそれに対して何らかの手を打たなければならぬのではございませ

んか。

○木村國務大臣 どういふ状況になつておるかまず判断しなくちやならぬのであります。しかしその当時においてはさような判断すべき資料はございませぬ。従いましてわれわれとしてはフリゲートを出動させなかつたのであります。

○辻(政)委員 それではあなたは砲撃によつて日本の公船が撃たれたという事実を御認識になつておりますか。防衛隊としては日本の領土が侵犯されたかどうかというはつきりした判断の根拠にしなければならぬのですが、最近の機会において防衛隊自体がそれを確認されるという御用意はありますか。

○木村國務大臣 すでにその事実は認めております。不法にもわが方の巡視船に対して砲撃したということ、これに対しては将来大いに注意をしなければならぬと考へております。

○辻(政)委員 将来注意するだけでは済まされない問題でありまして、安保条約の第一条には、在日米軍は大規模の内乱鎮圧に対する援助をも含めて、外部からする武力攻撃に対する日本国の安全に寄与するために使用するとすつきり書いてあります。そうするとすでに現実の事態は外部からの武力攻撃にさらされておる。これを解決するためにこの安保条約の第一条を適用されて、アメリカにその協力なりいはし調停なりを御依頼なされた事実がありますか。

○木村國務大臣 私の手元ではアメリカに対して協力を頼んでおりません。私は万一の場合のみずからの手によつてやろうと考へております。

○辻(政)委員 みずからの手によつて

やるといふ御趣旨であります。すでに侵されておる現実の事態をいつまで黙つて見ておかれるのですか。

○木村國務大臣 ただいま外交交渉によつてまず解決をしたいと考へております。

○辻(政)委員 日本の政府は、国際裁判に訴えて黒白をきめようとしたしましたが、御承知の通りこれは韓国の拒否にあつて不可能となつております。そこでやむを得ず朝鮮が出した郵便切手を拒むということしかできておらない。郵便切手を拒むということが竹島問題の結末をつけようとなさるのでしようか。

○木村國務大臣 郵便切手だけで解決しようとは毛頭考へておりません。あらゆる外交手段によつて外務省で現実をやつておるのであります。

○辻(政)委員 自衛隊の任務は、自衛隊法の第三条によりまして、「わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対しわが国を防衛するを主たる任務とし」と書いてあります。そうしますと、今目前に起つておる竹島問題はその直接侵略の対象とお考えになりますか。

○木村國務大臣 現在は自衛隊法によつて、現実の武力攻撃があつた場合に、日本の国を防衛する必要ありと認められた場合においては、内閣総理大臣が国会の承認を得てこの防衛に出動する建前になつております。そこでまず直接に防衛する必要があるかどうかというこの判断をしなければならぬのであります。今後外部からの不当侵略があつて、日本の国を直接に防衛する必要が差迫つたという場合においては、第七十六条の規定によつて処置をすべ

きであらうと考へております。

○辻(政)委員 今後ではありませぬ。もう現実において、過去において日本の領土が侵されておる。韓国の軍艦によつて大砲が撃たれ、占領されているというこの過去の事実です。将来ではありませぬ。これを見のがすのか見のがさないのか。手続をとつて国会に要求されるかされぬか。

○木村國務大臣 ただいまのところでは、国会に対して防衛出動を要求する意思はありませぬ。まず外交交渉によつて問題を解決したいと考へております。

○辻(政)委員 長官は、直接侵略に対して日本を守る自衛隊の最高責任者である。それが竹島の現状のみならず視察をするか、少くとも有力なる責任ある幕僚をもつて確認なさるべきでありませぬ。この手段をおとりになるかどうか。

○木村國務大臣 現在のところではその情報収集に努めておるだけでありませぬ。

○辻(政)委員 情報収集を、はだかの海上保安庁にやらせて自衛隊を持つた軍艦がやろうとしないのですか。

○木村國務大臣 時期が来ればやりませぬ。

○辻(政)委員 その時期はいつですか。

○木村國務大臣 それは今はつきり申し上げることができません。

○辻(政)委員 国民がこの苦しい生活の財布の中から一千億円に近い税金を出して保安隊を養つておるのは、自分の国を守つてくれるというその気持から出しておるのではございませぬか。そういうことをやらぬで——明らか